

1990年国連事務総長年次報告

ハビエル・ペレス・デクエヤル



国際連合広報センター

1990年国連事務総長年次報告

ハビエル・ペレス・デクエサル



国際連合広報センター

I

われわれが迎えたこの時代には、2つの顔がある。希望の表情と、自制心の欠如という危険な表情を兼ね備えているのである。われわれは世界情勢のとある重要な局面では、驚くべき性格の政治的变化を目撃している。しかし、世界の大部分では相変わらず怒りや恨みが煮えたぎり、激しい衝突が発生して、不安定な平和を確保するのが精いっぱい状況が続いている。1989から90年にかけて生じたより好ましい事態が世界情勢全体に健全な影響を及ぼすかどうかという質問に対しては、答えはまだ得られてはいないのである。

冷戦の終結は、国際問題の前進を抑えるばかりでなく慢性的な疑念と不安を培い、世界を分極化させてきたさまざまな仮定の放棄を意味していた。それが社会思想および実際の政策立案に与えた教訓は多岐にわたる。しかし国連の観点からするならば、そうした特徴のうち3点は世界的な重要性を持っている。

第1に、東および中央ヨーロッパで発生した革命的な事態は、国連憲章が掲げる基本原則のうちの2つの原則を力強く表現したものであった。すなわち、民族の自決および人権の尊重という原則である。

第2に、もっぱら軍事的要因に基づく現状はどのみち、いずれは崩壊せざるをえないということが、はっきりと証明された。

第3は、安全保障のすべての次元を包含する概念が拡大し、より健全なものになればなるほど、国連がこれまで長年にわたり説き続けてきたとおりの状況が出現し始めてきたということである。国連では一貫して、軍事的な安全保障という強迫観念に取りつかれては無制限の軍備拡大競争に発展するし、優先順位をゆがめ、社会・経済発展を阻害して政治的対話を抑制し、各国の制度に影響を及ぼして長期的な損害をもたらすばかりでなく、すべての国で不安感を増大させるという見方を取り続けてきた。荒野に呼ばれる者の声としか受け取られないことが多かったこの見方がいまでは、これまではなかったほどの強さと響きを持つようになったのである。

冷戦の構造そのものを時代遅れにした大変化はこのように、国連の目標である平和の達成計画の正しさを改めて立証している。ヨーロッパで生じた建設的な再構築にせよ、あるいは他の地域で発生している破壊的な傾向にせよ、これはいずれも、憲章に定められた国連の目的および原則の修正を必要とするものではない。むしろ憲章は、

政治的進歩が徐々に拡大するにつれてますますその意義を増すし、その原則の範囲も明確になってくるのである。

国連はしたがって、流動のさなかにおける不変性の中核として冷戦後の時代を迎える。国連は忍耐強い努力の年月を通じて、その多彩な課題の遂行をはるかに容易にする各種の国連機関の活動の相補性を達成してきた。憲章が想定したように安全保障理事会の権限が行使され、総会と安全保障理事会が互いに努力を強化し合う例が増加し、安全保障理事会と事務総長が密接に協力するようになり、ますます多様化する平和達成の使命における事務総長に代表される事務局の役割が増大し、また経済社会理事会の役割の活性化が検討されていることなどはすべて、国連に具体化されている機構が強化されたことを示している。

変化の過程によって能力を高め、適性も顕著になった国連には、大別して3つの目標がある。世界のすべての地域で戦争の火種の除去に努めなければならないし、それに当たっては、この時代には紛争の新たな原因が登場しつつあるという現実も直視しなければならない。非政治的のように見えるがその実は重大な政治的意味合いを持つ諸国間の経済関係と人類の社会問題の分野に協力精神を拡大するための、主たる役割も担わなければならない。また、国際情勢が法の支配と普遍的な人権尊重によって支配されるよう保証するために、絶えず努力を続けなければならない。

これは野心的な目標だが、急激に変化しつつある世界はいま、最低限これだけのことを要求しているのである。

II

政治情勢を見渡すと、ヨーロッパでは新しい時代の夜明けが見られ、いくつかの地域でも夜明けの初光が見受けられるが、他の地域は依然として、伝来の敵意と新たな憎しみの暗闇に包まれている。

東西両ドイツの統一と東ヨーロッパでの変化は、ヨーロッパで第二次世界大戦以来定着していた分裂状態の終結を意味している。わずか1年足らずのうちにヨーロッパ大陸の政治情勢を一変させたこの過程を通じて認められた注目すべき特徴のひとつは、世界的な大国も含むすべての当事者が高度の理解と先見の明を示し、庶民の意思を尊重してきたことであつた。大国間の関係が根本的に変化したこと、世界史により建設的な1章が開かれようとしていることを、これほど端的に物語るものはあ

るまい。今年はまだ、地域は異なるものの、南北両イエメンが平和的に統合を決定したことにより、新イエメン共和国が誕生したことも特筆に値する。

態度と知覚の変化を示す明らかな兆候によって作り出された新しい環境においてはさらに、ヨーロッパに現在浸透しつつある開放への気運とヨーロッパが下した平和の選択が、他の地域にも広がるのではないかという期待も高まった。しかし、イラクのクウェート侵略などの最近の事態は、この世界の政治的密度や他の諸大陸に存在する緊張状態の背後にあるさまざまな要因を過小評価しては危険であることを思い起こさせる。楽観的な見方が通用するのは、紛争の平和的解決が全世界でくまなく実行されるようになったとき、また、国際社会全体の懸念と不安の原因が十分に対処されたときのみなのである。

この年次報告は、事態の発生があまりにも急激なため、ひとつの情勢に対する今日の見通しも明日は変わっているかもしれないという異常な時点で作成されている。そのため報告の一部は当然、暫定的なものとならざるをえないが、まず、明るい面から眺めてみたい。

国連はこの1年間に、紛争の舞台だったり動乱に苦しんだりした社会の平和への移行達成を目的とする各種の活動の実施面で、めざましい成功を収めてきた。このような目的を掲げるだけに、こうした活動にはまことにさまざまな側面があり、平和維持と調停の双方の要素を結合しているため、これら2つの任務の間の関係に関する伝統的な考え方も根本的に変える結果となった。これまでは平和維持は本質的に紛争の抑制あるいは阻止を意味するのに対して、調停はその解決をはかることを意味するものと理解されてきた。しかし国連がより深く、かつ積極的に関与するようになった結果として、当然ながら調停そのものが伝統的に理解されている平和維持活動の規模や範囲、継続期間を決定するものであって、紛争地域に本当に平和をもたらすことができるのは、この両者が完全に融合した結果であることが多いということが、ますます明らかになってきた。とくに指摘したいのはナミビアで展開された複雑な活動と、中央アメリカで行われたいくつかの活動である。これらの活動から生まれた新たな洞察力は、国連が将来その他の、あるいはさらに複雑な情勢への対処を要請された場合に大いに役立つのではないか。他の地域の困難な問題の解決にどんな政治的障害が立ちふさがったとしても、国連の管理下で解決策を実施することの実用性については、最大要件である加盟国の支持が得られるかぎり、もはや疑問の余地はありえない。

ナミビアは、国際紛争の公正な解決を追求するに当たっての忍耐力の効果を立証し

た。総会が初めてナミビアの地位に関する決議を採択してから4半世紀近く、また安全保障理事会がその独立のための解決策を提示してから12年がすぎた今年、希望と挫折が交錯した曲がりくねった道程を経て、国連はついにその目標を達成したのである。目的の立案から実現までに要した期間はもっと短くすることができたかもしれないし、そうすべきだったかもしれないが、その場合の結果は、さらに説得力を持つものとはならなかったのではないか。私は個人的にも、現在の地位に就任したさいに自らに定めた優先課題が達成されたことに満足している。

ナミビアでの経験は、多角的な努力の成果を、つまり国連の主要機関、安全保障理事会理事国、およびその他の諸国が積極的に関与し、当事者との交渉に重大な役割を演じればどんな成果が得られるかをはっきりと示している。いくつかの側面から開始された外交的努力を収束させることができたのは、主たる目標に焦点を合わせ続けたからであった。国連独立移行支援グループ（UNTAG）は、その散文的な名称が暗示する役割をはるかに上回る存在となった。当初はまったく絶望的と見られた地域においても、民主的な手続きが実行可能であることを立証したのである。これはまた国連に、安全保障理事会が定めた方式に基づいて平和裏に独立を達成させるという目的に賛同した100カ国以上、8000人の男女を結集させた複雑な活動をみごとに管理する行政能力があることも証明していた。

ナミビア問題の解決は、南部アフリカ情勢に好ましい影響をもたらした。私が今年6月、南アフリカ政府の同意を得て同国に派遣した公式の国連使節団は、南アフリカは新しい時代の入口に到達したと報告した。アパルトヘイト（人種隔離政策）体制の解体をめざす政治的過程はまだ初期の段階を迎えたにすぎず、アパルトヘイト構造、警察の問題視される慣行、抑圧的な法律、政治関連の暴力行為などが依然として続いているために困難が生じてもいる。また、社会の根本的な変質に必然的に伴う恐怖や不安も過小評価することはできない。

しかし、交渉に役立つ雰囲気確立に関しては前進が見られる。南アフリカ政府とアフリカ民族会議（ANC）はこのほど、政治犯の釈放や現行の保安関係立法措置の見直しなどを含む各種の措置によって交渉による解決の政治的過程を促進することを目的とした共同宣言を発表したが、これはこのような情勢にはずみをつけるものであった。ANCがすべての武力行動の停止を発表したことも重要な発展であった。残念ながらこの数週間は暴力行為の発生率が著しく上昇し、無数の死傷者を出して政治的対話を危険にさらしたため、こうした明るい進展もひどく傷つけられている。この問題については全当事者が最高レベルで、緊急に対処する必要がある。

南アフリカにそれほど遠くない将来、人種差別のない民主主義が誕生するという見通しは、もはや非現実的なものではなくなってきた。このことは大きくて多元的な社会における深遠かつ有益な変化の場合よりも、はるかに大きな意義を持つ。これは国連の、憲章に掲げられた正義と国際関係の安定という原則の根源にかかわる目標のひとつが達成されたことを意味するからである。

国連は中央アメリカでの和平達成のためにこの1年間、エスキブラスⅡと呼ばれる合意（グアテマラ手続き）の目標に従い、さまざまな努力を傾けてきた。国連のこの地域における活動はまことに複雑かつ多彩であり、要請に応えるためには融通性と、各種の革新的な手段を多用したりしながらの間断ない適応とが必要だった。私は昨年10月、こうした多面的な努力の遂行を調整してくれる補佐官として、中央アメリカの和平への過程を担当する個人代表を任命した。

国連はニカラグアの紛争の解決に主要な役割を果たした。2月には国連ニカラグア選挙監視団（ONUVEN）が自由で公正な選挙の準備と実施状況を監視したが、加盟国におけるこのような活動が国連によって許可され、実施されたのはこれが初めてである。この活動の成功は、平和な権力委譲がこれまでは規則ではなく例外でしかなかった地域における権力の委譲問題について、国連に中心的な役割を与える結果となった。

国連は国際支援検証委員会（CIAV）の枠組み内で、ニカラグアの反政府勢力の自発的解散に重要な役割を果たした。この委員会は、中央アメリカ諸国大統領の要請に応じて私が米州機構（OAS）の事務局長と協力して設立したもので、ニカラグアの反政府勢力から解散の同意を取りつけるのに貢献した。CIAVは国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の支援のもとに、難民のニカラグアでの再定住を援助している。

ニカラグア反政府勢力の武器を受領し破棄する任務と、ニカラグア国内での解散を可能にした停戦を検証する任務は、国連中米監視団（ONUCA）が担当した。これはこの地域では初めての国連の平和維持活動であって、その当初の任務は、中央アメリカ5カ国の大統領が合意したエスキブラスⅡの順守状況を監視することであった。

中央アメリカ5カ国大統領は昨年末に私に、この地域における紛争、とくにエルサルバドルの紛争の解決をはかるための努力に、より積極的に参加するよう要請した。

地域外の諸国もこうした努力を支持できるような方策を見いだすよう要請されたのである。私の援助のもとにエルサルバドル政府とファラブンド・マルティ民族解放戦線（FMLN）は今年4月、10年間にわたってエルサルバドルを引き裂いてきた武力衝突を政治的手段によって速やかに終結させるために、またこの国の民主化を促進し、人権の無制限の尊重を保証して社会の再統一をはかるために、私の主催による交渉の過程を開始することに合意した。

交渉の当初の目標は、国連が検証する停戦を成立させるため、数多くの問題について政治的合意を達成することであった。私の個人代表も全面的かつ積極的に参加した結果、これまでに人権の尊重に関する、国連による長期的な全国規模の監視という前例のない仕組みを取り入れた部分的合意が達成された。国連にはまた、1991年3月に予定される選挙までの過程の監視にも役割を演じることが期待されている。

これに伴う問題はしかし根深く、複雑であり、国家の仕組みと社会の基本構造に起因している。人権、司法、選挙制度、経済・社会問題などばかりでなく、軍部と文民政府当局との関係、社会における軍事機構の役割などを含む、軍部のあり方そのものが中心的な問題となっている。ラテンアメリカの他の地域の場合と同様、どのように過去と取り組むのかという問題も最優先議題となっているのである。現在継続中の交渉には、平和の確立と民主主義の強化の間の関係をエスキブラスⅡに定められたとおりに強化するための、エルサルバドル社会の建設的な変質をもたらす可能性が潜んでいる。

エルサルバドルではまだ初期の目標を達成することができず、その結果として戦争が続いていることも、してみれば理解できる。私は依然として、もしも当事者が4月の合意を固く順守するならば、また支援を提供できる立場にある域外の諸国からも強力な支援が得られれば、この過程は成功できると確信している。しかし、このような順守と支援なしでは、戦争が終わる見込みはない。

3月には、グアテマラ国内の武力対決の政治的解決を最終目標とする過程も開始された。エスキブラスⅡに基づいて結成されたグアテマラ民族和解委員会が主催するこの努力には、これまでにグアテマラ革命連合（URNG）と各政党、同国の社会勢力なども参加しており、いずれは政府と軍部、URNG相互間の対話につながるものと期待されている。交渉には、私が任命したオブザーバーが出席している。幸先よくスタートを切ったこの努力がやがては、長い間苦しんできたこの国に平和と民族和解をもたらす過程となって実ることを私は期待している。

西サハラ問題の解決に関しては、有望な前進が達成され続けている。これまでに一連の提案とその実施の時間表について合意が得られたばかりでなく、安全保障理事会が6月に承認した計画もわれわれの手中にある。この計画は、西サハラの住民が自らの将来を軍事あるいは行政的な束縛なしに決定することを可能にする住民投票の実施を定めている。

私は7月、この計画の実施に関する行政的な側面を練り上げるとともに活動に要する費用の見積りに必要なデータを集めさせるため、西サハラとその近隣諸国に技術使節団を派遣した。この点に関しては安全保障理事会に、さらに詳細な報告書を提出する予定である。

モロッコとポリサリオ戦線の両当事者、それに和平への過程のオブザーバーであるアルジェリア、モーリタニア両国との接触も間断なく続いた。アフリカ統一機構（OAU）の議長とも密接な接触が保たれた。私は3月にこの地域を訪れ、その支持と協力がこの努力の進展に不可欠だったモロッコおよびポリサリオ戦線の指導者との会談を再開した。

住民投票の実施に当たって重要な問題のひとつは、有権者の身元確認である。西サハラの社会構造を考慮すると、これには広く認められた部族指導者がとくに重要な役割を演じる。そのため西サハラの代表的な部族指導者グループがジュネーブに招かれ、身元確認委員会から同委員会の権限、確認に用いる方法などについて説明を受けた。私はまた、このような身元確認および住民投票そのものの実際の過程が、直接の関係がある住民から十分に理解されるように努めてきた。

当面の課題の複雑さと重要性を見くびるつもりはないが、当事者がこのように協力と政治的意思を示している以上、この積年の問題の解決は十分、われわれの手の届くところにあると考えている。

現在では、カンボジアの紛争解決も目前に迫ったという見方が広がっている。安全保障理事会の5常任理事国が8月末、国連の役割を強化した包括的な政治解決策の枠組みについて合意したこと、またカンボジア諸派が最近ジャカルタでこの枠組みの受諾と最高国民評議会の設立を決定したことは、交渉の過程が大きく前進したことを示している。すべての関係当事者が積極的にこの過程を押し進め、その結果としてカンボジア問題パリ会議が再開されて、包括的な和平協定が最終的に承認、締結されるこ

とを私は心から期待している。戦闘とカンボジア住民が耐えてきた長年にわたる苦しみとに終止符を打つ時が、ようやく訪れたのである。しかし、永続的な平和の確立は究極的には、カンボジア人同士の間での真の国をあげての和解と、この悲劇的な紛争に直接、間接にかかわったすべての当事者の全面的な支持および協力が得られるか否かにかかっている。

私はこの1年間、交渉の過程に貢献するため関係当事者と密接に協力するとともに、必要とあれば調停に応じてきた。2月初めには事務局内にカンボジアに関する特別作業委員会を発足させた。カンボジアにはそれ以降、国連のカンボジアでの来たるべき活動に必要な資料および情報を収集するため、4回にわたり実情調査団を派遣している。当然ながら国連にはカンボジアにおいて、当事者が合意し安全保障理事会によって承認された上でのどのような役割をも果たす用意がある。しかし、最終的に国連に委託されるかもしれない任務は現実的で、あいまいさを残さず、しかも実行可能なものとしなければならない点は、どんなに強調しても強調し過ぎることはない。また、かなりの成功率で効率のよい活動を実施できるようにするためには、国連に対して十分な資源が折よく、しかも保証つきで提供されることも不可欠である。

キプロス問題に関する私の努力は昨年は、トルコ系、ギリシャ系の両住民指導者が1989年6月に合意したとおり、包括的協定の概略を完成させる方法を見いだすことに重点を置いた。すでに安全保障理事会に報告したとおり、まだこの目標を達成することができず、交渉の過程に進展が見られないこと、キプロス島の情勢が悪化していることを私は懸念している。

私は同時に、キプロス問題の交渉による早期解決の重要性をこの1年間に数回にわたり全会一致で強調した安全保障理事会の積極的な関与に勇気づけられている。安全保障理事会は決議649（1990年）で問題の解決をはかる道筋を確認し、さらに1990年7月19日の声明で、協定の概略の完成と包括的な協定締結交渉の開始をめざす私の行動計画を承認した。私との協力を呼びかけた安全保障理事会の要請に当事者双方が耳を傾けて和解を促進、妥協を受け入れる態度で取り組む姿勢を示すならば、このような進展は前進の基盤となりうるだろう。

アフガニスタン住民の苦難はこの12カ月間も続いて、パキスタンとイランに逃れた難民の数もほとんど変わっていない。しかし国際的なレベルでは、保障国とアフガニスタン近隣諸国の間で、コンセンサス達成への歩み寄りが見受けられる。

アフガニスタンの政治的過程を活気づけ、住民が妨害を受けずに民族自決権を行使できるようにするためには、このような国際的コンセンサスが必要と考える。私はこのところ、こうしたコンセンサスの促進に努力を注いできたが、これまでに関係各国政府から得られた反応は明らかに、政治的手段によって解決をはかりたいという願望があることを示している。私はアフガニスタンのすべての階層の指導者との接触を通じて、国連には、広範な基盤を持つ政府の樹立をめざす政治的作業を開始するため、彼らが適当とみなすどのような援助も提供する用意があることを明らかにしてきた。いまようやく、紛争の解決を達成するために国家および国際的なレベルの両面で、集団的で一致した行動をとる機会が訪れたのである。

世界の多くの地域では現在、和解の精神が広がっているものの、中東ではこの数週間に、新たな、しかも不安を抱かせる危機が発生している。私は事務総長に就任して以来、この地域が直面する複雑な問題には包括的な解決策が必要であることを繰り返し強調して、ひとつの地域における情勢の悪化は、必ずや他の地域にも影響を及ぼすと指摘してきた。1990年8月2日に発生した事件、およびその結果として展開された事態は、このことをありありと物語っている。

イラクによるクウェート侵攻とそのいわゆる併合は、安全保障理事会からの歴史的な反応を引き起こした。安全保障理事会は先例のないいくつかの決議によって、憲章および国際法の原則に真っ向から違反するこのような行動を罰せずに放置することはできないとの結論を下した。理事会は直ちにこの侵攻を非難し、イラクが即時かつ無条件に軍隊を撤退させるよう要求、イラク、クウェート両国が直ちに紛争解決のための徹底的な交渉を開始するよう要請するとともに、この点に関するときにアラブ連盟のあらゆる努力に対する支持を表明した。この要求が受け入れられなかったため安全保障理事会は、イラクによるクウェート侵攻と占領を終わらせるため、またクウェートの主権、独立、および領土保全を回復するため、憲章第7章に基づく経済制裁を実施した。理事会はさらに、イラクによるクウェートの併合は無効であると宣言した。クウェートおよびイラクに残された第三国国民の境遇に関しては安全保障理事会は、イラクが彼らの即時退去を許可し、便宜をはかるとともに、その無事と安全、健康を危険に陥れる行動をとらないよう要求した。また、イラクが各国の在クウェート大使館、領事館に対して発した閉鎖命令と外交特権の取り消しを撤回するよう要求した。イラクはこの要求にも従わなかったため、安全保障理事会は、経済制裁に関する決議に定められた条項の厳重な順守を確保するため、クウェートに協力してこの地域に海軍兵力を配備している加盟国に対し、安全保障理事会の権限に基づいて、特定の状況が必要とした場合、それに見合った措置をとるよう要請した。加盟国はこれに

については、必要に応じて軍事参謀委員会のメカニズムを利用して行動を調整するよう要請された。安全保障理事会は、苦痛を軽減するためにイラクあるいはクウェートの民間人住民に食糧を供給する必要があるような人道的状況が発生したか否かは、同理事会あるいはその委員会を通じての活動のみが決定権を持つことを強調した。この危機がどのような結末を迎えるかは現時点での予測は不可能だが、これらの決議は加盟国の主権、独立、および領土保全を保護するための法の支配の適用において、必ずや決定的な重要性を持ち続けるだろう。

クウェートに対する侵攻はまた、測り知れないほどの悲劇的な事態も発生させた。その規模は現在もなお判明していない。この地域に住んでいた何十万もの第三国人が、一夜にして貧窮のどん底に突き落とされたのである。その多くはもはや母国に帰るところか、家族を養うすべさえも奪われている。彼らの母国そのものも、この危機の経済的影響によって打ちひしがれている。その結果として生じた巨大な需要に応えるため、いまや5カ国に広がった難民への当面の住みかたと食糧の提供ばかりでなく、この地域を去ることを望んでいる人々への輸送手段の提供などについても、国際的な救援の努力が開始されている。私はこれらの努力について私を補佐する個人代表を任命した。しかし、イラクが一部の諸国民の移動制限を決定したことが緊張をさらに高め、国際社会に重大な懸念を抱かせ続けている。

アラブ・イスラエル紛争を含むこの地域の総括的な情勢が、現在の危機が安全保障理事会が示した態度と一致する解決策に向かって動き出すまで前進が望めないことは明らかである。イスラエルとパレスチナ人の対話促進の努力が行き詰まっていることには失望する。インティファダ（パレスチナ人の蜂起）は間もなく4年目に入りますが、遺憾ながらイスラエルの占領地域における情勢は依然として厳しく、早期の進展が期待できる可能性はないに等しい。私はこれまで同様、安全保障理事会は対話促進の努力に加えて決議242（1967年）と338（1973年）の重視を再確認することによって、この過程に重要な貢献をすることができるのではないかと信じている。これらの決議はパレスチナ人の民族自決を含む正当な政治的権利とともに、この地域の公正で永続的な平和の基盤となりうると考えるからである。

イランとイラクの関係は前回の報告以降改善され、国連イラン・イラク軍事監視団（UN I I M O G）も任務を遂行できた結果、安全保障理事会決議598（1987年）の重要な側面を実施することが可能になった。それに伴い、両国が当事者となった条約と協定に基づく国際的に承認された境界への撤退が行われ、捕虜も送還されて家族と再会しつつある。しかし、決議598（1987年）は包括的な和平計画であ

って、この地域の安定と安全の強化措置追求を定めた第8項を含む一部の要素はまだ履行されていないことを想起する必要がある。現段階ではこの点が依然としてまことに重要である。

中東は全体として相変わらず、今日の世界で最も爆発的な地域となっている。長年にわたり昂じてきた不満がこの地域のいたるところにおける軍備拡大競争によって悪化し、それがさらに、恐るべき大量破壊兵器を蓄積させてきた。中東に永続的な平和が訪れるのは結局のところ、紛争が平和的な手段によって解決され、権利を奪われた人々の願望が満たされて、この地域のすべての当事者の懸念に配慮した地域的な安全保障と経済の取り決めが成立した場合のみとなるだろう。

III

平和な世界秩序を建設する可能性は今世紀に2回、破壊的だった二度の世界大戦のあとに訪れたが、いずれも完全に実現することはできなかったと言われてきた。もちろん国連の創設や国連憲章の採択、植民地主義の一扫、人権の普遍的基準の原則的な受諾などが、まさに歴史的な出発点であったことは疑いない。しかし、首尾一貫した平和戦略が実施されたわけではなかったことも事実である。それができなかった理由を繰り返す必要はあるまい。論争の余地がないのは、われわれがいま、そうした戦略を編み出すまたとない機会に恵まれていることなのである。

この機会をつかむためには、その時々風潮や関心事に左右されない、新たな政治的意思と長期的な考え方が不可欠である。平和を調停し、維持し、建設するために用いられる手段についての明確な理解にしてみよう。これら3つの重複する努力目標はいずれも、同等の決意をもって追求する必要がある。すでに述べたとおり、平和維持あるいは紛争管理の舞台を整えて決定するのは、調停ないしは紛争解決の努力なのである。もちろん当座は、とりあえず時間をかせいで、紛争の根底にある論争の解決に役立つ環境をつくり出す必要がある。それが、伝統的に理解されている平和維持活動の理論的根拠である。しかし、もしもこれに紛争の交渉による解決が伴わなかったり、あるいは交渉による解決や解決策の実施に必要な活動に直接つながらなかったりしたならば、せっかくの活動も一時しのぎに終わりがかねない。これはいずれも、主張や国益の対立から激しい敵意という側面を取り除く条件をつくり上げる努力の一環とみなす必要がある。

国連による活動の展開が不可欠とみなされた過去40年間には、さまざまな情勢が出現した。国連の平和維持活動は本質的には、戦闘を停止あるいは防止するため、また解決を助けあるいは実施するため、関係当事者の同意のもとに、民間人も含む統合司令部の指揮下で国際的な軍事要員を配置し、その全員が国連の権限と規律のもとに行動するという性格のものである。任務達成には関係当事者の同意が不可欠であるので、この種の活動は憲章第7条が定める措置とは区別して考えなければならない。

国連は1948年以来18回の平和維持活動を実施してきたが、そのうちの5回は1988年から89年にかけてのものである。近年はそればかりか、平和維持と調停を組み合わせた国連の役割がきわめて増大した。最近の活動に見られるこうした複合的な性格は、委ねられる課題の増加を反映している。ナミビアの国連独立移行支援グループは、監視と管理を担当する複雑な和平計画の履行を確保するため、民間人および警察官で構成される要員が軍人と協力している好例である。ニカラグアで達成された困難な使命もまた、国連の所管機関によって事務局に委ねられた任務がどんなに多様な形態をとりうるかを示すものであった。

これらの活動の成功の条件は、厳密で実行可能な命令、関係当事者の同意と協力、安全保障理事会の一貫した支持、および加盟国に人員と十分な財政的な手はずを自発的に提供する用意があることなどであって、それはこれまでと変わらない。これらの条件を満たすうえでの前提要件は不確定性に束縛されずにすむことであって、そのいずれについての不安も活動を危険にさらし、参加する要員の安全を脅かし、平和を危うくして人命を犠牲にするばかりでなく、活動の目的そのものを墮落させるおそれがある。しかもナミビアで実施され、カンボジア、エルサルバドル、西サハラなどでも今後実施される可能性がある大規模で複雑な活動には長期間にわたる計画と準備が必要であるにもかかわらず、解決策の実施には合意が成立し次第、緊急に取り組む必要がある。国連の現在の行政、財政状態では、この2つの必要条件を一致させることは非常に困難である。われわれは現在、より少ない財源でより多くを成し遂げるよう要請されているのに、その財源の提供さえ、時には手遅れになっているのである。

責任と財源との格差が、この問題の場合ほどに重大な影響をもたらし、かつまた危険でもある例は他にない。私は加盟国に対し、平和維持活動用の基本的な装備と物資の予備蓄積の実現、平和維持に提供する軍事要員の指定、必要な補給および技術支援の保証、運転資本資金および信頼できる現金拠出の増額などに関する私の提案の再検討を要請する。政治的に容認できる時間の枠内で活動を開始できるようにするためには、場合によっては、事務総長に対して事前に資金を流用する権限を与えておく必要

が生じることも予想される。われわれはいま、間に合わせ的な取り組み方の限界がこのうえなく明らかになった段階を迎えているのである。

管理面から見るとすれば平和維持活動は、国連本部でもまた現地においても、とくに綿密に調整をはかる必要がある。私はそのため事務局に、計画監視幹部会なるグループを発足させた。

紛争状態を解決したいという衝動の高まりとナミビア、ニカラグアにおける活動のめざましい成功、さらにそうした活動がカンボジア、エルサルバドル、西サハラでも実施される見込みとなってきたことなどは、国連の活動の原則をこれまで実施された場合とは異なる状況に拡大する可能性についての検討を勢いづけている。しかしこの点については、いくつかの注意が必要と考える。国連の活動には管轄機関による権限授与が必要であるばかりでなく、それが適当なのは一定の基準が満たされる場合のみだからである。第1にこれらの活動は主として、明確な国際的次元を持つ情勢において要請される。第2に、選挙あるいは住民投票の監視を担当する場合には、公正で公平正大な条件を確立するため、その選挙のすべての過程を監視しなければならない。国連が一国の政治にとって重要な段階での選挙の過程に参加するよう当該政府から要請があり、それが国連の管轄機関によって承認された場合には、その国に、国連がそのような役割を演じることに対する広範な支持が存在しなければならない。また第3に、国連の活動が開始できるのは場所と戦略が明確に限定された場合のみであって、未確定の情勢においては展開できないからである。

国連が実施してきた活動の成功には勇気づけられるし、それを応用できるかもしれない範囲も広いものの、国際紛争を交渉によって解決する責任や安全保障理事会が定める条件を受け入れる義務は、いずれも関係当事者が担っている。安全保障理事会は最近の声明で、平和維持活動は本質的には当座の措置であって、その権限は自動的に更新可能なものではないと強調している。これまでの経験は、平和維持活動を単に継続するだけでは、紛争解決への真の動きは生み出せないということを教えている。これはうれしい見方ではないが、といって、無視することはできない。

未解決のすべての紛争について調停の努力を展開することは、地球社会の進化においてわれわれが到達した段階における第1の努力目標である。平和を脅かしたり危機に陥れたりする紛争の公正で永続的な解決をはかるためには、利用できる外交的能力をすべて結集する必要があることは、いまや一目瞭然である。だがこのような能力は国連のみを通じて発揮されるものではないし、必ずしもそうする必要はない。

加盟国による国連の枠外での自発的調停は紛争の平和的解決手段のひとつであり、また各国政府がその外交政策を表現し、影響力を行使あるいは高めるために用いる方法のひとつでもあって、これは今後も変わるまい。しかし慎重な検討が必要なのは、主要な地域紛争を解決するために国連とは無関係に払われた努力が、混乱を打開し、当事者間の対立を有意義な交渉に必要な程度に狭めるのに、どの程度まで役立ってきたかということである。これは、明確で系統的な多角的努力が、それ以外の方法と比較するとどんな可能性を秘めているかという問題である。

世間にはいまなお、加盟国もしくは地域機構による国連の手続きを省略した外交的イニシアチブのほうが適切で素早く、国連を通じた場合よりも実りある結果が得られやすいという印象が残っているようだ。しかしそうした方法の成果はこれまでのところ、まったく失望的とは言えないにせよ、どう見てもあいまいなものでしかない。

国連による紛争の取り扱いを特徴づけているのは、関連する利害や見方のすべてに十分な見解表明を認めるうえ、正義や人権などを含む重要などんな側面についても、迅速な処理を願って短縮をはかったりはしないということである。それに国連は近年ますます、安全保障理事会の協議でもまた事務総長の仲介においても、非生産的な論議を排し、公正な解決策を求める方向を識別する効果を持つ方法を用いるようになってきた。国連はたんなる討論の場ではなく、確固たる目的を持つ交渉の場、あるいはその手段でもあることが、いまや明らかなのである。

この点に関しては、とくに最も大きな影響力を持つ加盟国の理解の向上が必要である。国連は最近、紛争の解決に大きな成功を収め、危機管理にも明白な役割を演じているが、もしも加盟国がその利益を追求するために個別に、あるいは地域的な機構を通じて国連の努力もしくは憲章の原則と一致しない努力を展開しようとするならば、国連は無視され、傍観者の立場に追い込まれてしまう恐れがある。これは国連の威信を維持する必要があるからではなく、和平の達成には矛盾や努力の分散、分裂を防ぐ必要があるからこそその問題である。安全保障理事会の常任理事国の間に協調の精神が登場していることはこの危険の予防に不可欠な保護手段を提供するものではあるが、昨年の報告でも指摘したとおり、大国間の合意にしても国際情勢に対して期待どおりの効果を発揮するためには、大多数の加盟国の支持を取りつける必要がある。国際問題が一部の国によって牛耳られているという懸念を招きがちな印象を防ぐのに最も適しているのは、安全保障理事会の決定に対して国際社会が進んで支持を与えることなのである。

私はさらに、もしも安全保障理事会が加盟国の要請によって正式に提出される項目に限定されない平和問題を議題に掲げるならば、また政治情勢を見渡すために定期的な会議を開き、予防的な外交あるいは先手を打つための外交が必要な危険点を確認することができるならば、国連の調停能力は大いに強化されると考える。このような会議の議事録は必ずしも公表する必要がないため、紛争当事者の態度を硬化させることなく、率直な討議を交わすことができる。事務総長がこれらの会議に対して行う報告も、憲章第99条に定められた事務総長の平和維持に関する任務を発動したものとはならない。公式の手続きが和平達成につながる見込みがない場合には、和平への努力をそうした手続きによって妨げるのは無意味である。初期の紛争への安全保障理事会の対処能力を強化する方法にはそのほか、実情調査関係の取り決めを改善すること、不安定な地域に国連の存在を確立すること、また適切な場合には予防外交のために補助的な機関を設置すること、などがある。

これに関連しては、激しい紛争の防止に必要な時宜を得た正確、公平な情報を収集するために事務総長が現在利用できる手段は不十分であることを改めて強調しておきたい。この点について私は昨年報告でも提案を行ったが、加盟国に対して改めて、紛争に発展する可能性がある状況を事務局が公平な観点から明確に監視できるようにするための方策の検討を要請したい。平和のための戦略は、タイミングへの配慮をこれまでよりも反映するものでなければならない。国連の調停あるいは調査能力が、敵対行為の回避には手遅れになるまで放置されるようなことがあってはならない。

紛争や国際的な摩擦に発展しかねない情勢、あるいは紛争の原因となる情勢が安全保障理事会によって調査と審議が行われると、それについて適当な手続きや調停の方法を勧告するのは同理事会の責任となる。安全保障理事会をこれまで優柔不断にさせてきた不和や分裂を誘う要因はすでにほぼ消え去り、いまのわれわれは、紛争当事者に理事会の決議を履行させるためにはどうすべきかという問題と直面している。

これはさらに、安全保障理事会が持つ説得力、影響力、一致した圧力などの手段を通じて平和に対する脅威、治安妨害、侵略行為などに対抗するためには、どのような方法をとるのが最善かという問題も提起している。憲章に想定された集団安全保障体制にとって憲章第7章の条項が不可欠であることについては、もちろん疑問や論議の余地はない。もしも安全保障理事会が強制措置に関する明確で信頼できる警告を発することができず、警告が無視されても強制措置を実施できないような状態になったとすれば、調停に必要な堅固さと権威が失われてしまう。しかし、イラクのクウェート侵攻によってもたらされた挑戦に対する速やかな反応が示したとおり、安全保障理事

会にいまやみなぎっている新しい雰囲気は、初めて、理事会の憲章で定められた権限の行使を可能にしているのである。

憲章第7章に基づく強制措置を必要とする情勢には必ず、それなりの特色がある。しかし、この種の行動は最後の手段であって、憲章の原則に沿った解決策を交渉によってまとめるのに必要な外交的努力の放棄を意味するものではないということも広く認識されるようになってきている。むしろ、強制措置を定めた条項の適用そのものこそ、一貫して原則と公正観に基づいているばかりでなく、そう認識される必要があるのである。

現在の状況はさらに、強制措置が成功するのに必要な条件のいくつかを明示している。まず経済の分野では、第7章に基づく措置の実施によって他の国で発生する特別の経済問題については総合的に予測し、速やかな救済策を用意しておかねばならない。これについては第50条で規定されている。40年前に比べればはるかに複雑で相互依存度も高まった今日の状況では、経済的行動が引き起こす連鎖反応への対策にも配慮する必要がある。また政治の分野では、強制措置はすべて集団的な決定によって実施されたものと理解される必要があり、そのためには安全保障理事会が定める目的についての完全な一致と、それ自体の規律とが欠かせない。兵力の使用計画の作成における軍事参謀委員会の役割については憲章の第46、47条で明確に規定されている。強制措置はまた、対象となった地域以外にも広がって安全保障理事会の当初の目的を無効にするような予期せぬ経済的、政治的副次効果を生じさせないように配慮しながら実施しなければならない。

国際問題における法の支配はまた、法的な性格の紛争を裁くためだけでなく、紛争の法的側面について勧告的意見を求めるために国際司法裁判所を一層活用することによっても推進が可能である。憲章第96条は総会と安全保障理事会に、国際司法裁判所に対してこのような意見を要請する権限を与えている。この権限を事務総長にも拡大すれば、国際的な危機の平和的な解決手段をいや増すのではないかと私は考えている。この提案は、安全保障理事会と事務総長の相補的な関係と、国際的な平和と安全にかかわるほとんどすべての情勢は事務総長の精力的な仲介を必要とするという考察に基づくものである。

IV

1990年代の世界に平和を築き、安定の条件をつくり出すためには、これまでに

遭遇したものとは根本的に異なる安全保障への挑戦に対する革新的な取り組みが必要となる。しかしこの努力も、憲章の定める諸原則にしっかりと根ざしていない限り、またそう受け取られない限り、支えを失ってしまうだろう。過去のひな型の一部はもはや使用不可能であり、伝統的な考え方にもいまでは不適當となったものが少なくないが、憲章でうたわれた国際倫理と人権の原則は現在も妥当性を保ち続けている。

現在では、国家の安全に対する脅威と国際的な安全に対する脅威が、もはやこれまでのようにはっきりとは区別できない場合が増えている。数多くの国で内乱が大量の人命を奪い、国境を越えて影響を及ぼしている。一国の政府および社会機構の崩壊が他国での無意味な虐殺を引き起こしかねないのである。それほど珍しい現象ではない分離主義にしても、その直接の影響を受ける国と隣接諸国に緊張を強いる。一国での無政府状態が、他国を揺るがすような人口の大量移動を発生させる。テロ行為や麻薬の密輸も国境とは無関係に行われる。環境災害にしてもしかりである。そればかりでなく、人種、言語、宗教的なアイデンティティーについての意識の高まりもいくつかの諸国で既存の国家構造を動揺させており、経済的不正および貧困と抑圧の二重の罪悪によって生じた社会的崩壊も、平和の基本構造を引き裂いている。

われわれが迎えようとしている時代は、民族国家という制度がこれまでの歴史ではかつてなかったほど厳しい試練にさらされるのを目撃することになりそうだ。多様な力がこの時代を、多様な方向へと引き寄せている。政治的に安定した環境においては各国が、より大きな機能的統一体を結成しつつある。西ヨーロッパの先進12カ国が1992年の経済統合を予定しているのがその好例だ。民族主義にあおられた再度の大戦が今世紀中期までにヨーロッパに残した爪跡を考えると、この改革は世界社会の政治的進化にとっても重要な意義を持つ。しかしその反面ではかなりの数の諸国が、国家意識が政治的、経済的、あるいは人権に関する各種の要因によってむしろめまろしく、分解の危機に直面している。国民に対する民主的な説明義務の欠如や過度の中央集権化によって、虚弱な国家機構が一層壊れやすくなっていることが少なくない。極端な民族主義や激しい人種対立、外国人排斥、また人種的または文化的な偏見などは、合法性や社会正義の欠如感が生み出す心理的空白を埋めることになりがちである。また、このような不安定要因はこの世界のいずれかの地域に限定されているわけではないことも忘れてはならない。これらの要因は事実、今世紀前半にヨーロッパに大災害をもたらした。憲章に示されている方法でこれに対処しない限り、こんどはこの地球のさらに広大な地域が破壊されるかもしれない。

経済的な力はまた、民族国家をますます国際協力に依存させている。これは民族主

義が栄え、孤立主義がのさばる土壌となる自給自足感の達成を許さない。裕福な状況でも、または欠乏の条件においても同様である。前者の場合には、投資がますます国際的になり、異なる諸国の企業間の提携関係が生産、価格形成、資源の流れ、それに
ある程度は雇用にもより大きな影響を及ぼすため、各国政府が政策を協調させないことには、国民経済の安定はさらに困難となる。敵対的な経済競争が持つ破壊的な影響も無視することはできない。また発展途上国の場合には、外国からの経済援助に依存していること自体が深刻な政治的影響をかもし出す。経済援助を受ける条件そのものが社会情勢に直接影響を及ぼすことも少なくない。

このような過程が世界の政治構造にどんな影響を与えるのか、民族国家はこうした新たな圧力を吸収できるのか、その過程で変化を遂げることができるのか、また現在の国家形態が将来どこまで持ちこたえられるのかといった問題には答えにくい、無視するわけにはいかない。しかし、国際協力に逆行し、人権への世界的関心に対しても無感覚な民族主義では国家構造を支えられないということだけは明らかである。

国連はこうした挑戦に対応するための総合計画を創り上げられると信じる人々もいる。だがそうした計画も理論的には可能であるにせよ、さまざまな情勢が出現するにつれ、現実には実行不可能となるのではない。しかも、多角的な活動で社会のすべての悩みが解消できるとは限らない。こうした活動の基本原則は、現代の安全保障が持つ意義と経済・社会的発展と安全保障問題との関連、また問題の発生を予測し、予防するばかりでなく、もしも発生したならば影響の軽減をはかるとともに再発を防ぐための矯正措置をとる必要があることなどによって確立される。これは青写真を描くよりも、迅速で包括的、かつまた効果的な世界監視体制が必要であることを意味している。国境にとらわれない動向を監視し、それに釣り合う水準にまで国連の権威を高める必要があるのである。

安全保障に対する新たな挑戦に対処するには、地域的な取り決めや地域的機関が重要な貢献を果たしうる。これには、国連と地域的機関の間に憲章第8章が想定したような関係が存在することが前提となる。国家間の緊張の拡散と地域紛争の平和的解決は多くの場合、地域的な活動の対象にふさわしい。しかしその場合の条件は、地域的機関の努力が国連の努力と調和するばかりでなく、憲章とも一致しなければならないということである。このことは、ヨーロッパに登場するかもしれない取り決めを含む全世界の地域的取り決めに当てはまる。さらに、憲章第54条に定められた規定は、たんなる形式あるいは手続きの問題ではなく、平和達成への努力の本質にかかわるものとみなされねばならない。もしも国際的な平和と安全の維持に影響を及ぼす情勢に

対する地域的な反応、およびそうした情勢への対応における地域的なイニシアチブが国連が示す方針を支持し、知らず知らずにせよ国連を脇役に追いやるようなことがないならば、平和戦略の一貫性ばかりでなく、その有効性もまた大いに高められることだろう。世界情勢に対して適用する必要があるのはここでもまた、憲章の個々の条項ではなく、その全体なのである。

世界的にそれと認識される公正で安定した平和秩序を建設するための努力には、さまざまな不確定要因がからんでくる。優先事項の一部はしかし、国連の活動を通じてすでに明示されている。現在の時点で緊急に必要なのは、各国が保有する兵器および軍備の縮小、普遍的な人権擁護体制の確立、環境の悪化と人口の爆発がもたらす挑戦への一致した対策、諸国間のより公平な経済関係、また世界の社会問題に対する本格的な取り組みなどである。そのすべてが平和を左右するのである。

V

東西関係の急速な改善によって世界ではいま、新たな安全保障体制が生まれつつある。国際社会の長年の目標だった軍縮がいまようやく、可能な領域にまで到達したのである。

われわれはいま、政治的な事態の進展が、兵器や軍備の制限をめざす用心深い交渉の歩みを追い越してしまった状況を目撃している。第二次大戦以降の時代を通じて軍事的な考え方や計画を支配してきた教義が突然、その関連性や適用性を失ってしまったのである。過去の敵対戦略に代わる、適切な安全保障機構を見いだす必要が生じている。

現在の過程の重要性は、関係する兵器や軍備そのものの規模をはるかに上回る。軍備拡大競争の根本的な原因だった不信感と判断の誤りを取り除くためには信頼醸成措置の体系を築き上げる過程が不可欠であることが、いまでは広く認識されている。この認識が、軍備と軍隊を徐々により低い水準に下げながら従前どおりの安全を確保するという原則に新たな意義を与え、かつまた正当化しているのである。

しかし、われわれがすでに荒海を乗り切り、予期しない事態からも保護されていると考えるのは愚かであり、危険ではないか。バルカン地域の一瞬即発の情勢が過去数週間にはっきりと示したとおり、現在の建設的な傾向がもはや逆転不可能なものとなり、世界中に広まったとみなされるようになるまでには、数多くの挑戦と正面から

取り組む必要がある。積年の多くの問題がいまなお平和な関係を妨げ、国際的な議題には次々と新たな問題が加わっている。1990年代初期は、われわれがみすみす逃がしてはならない軍備の制限と縮小の機会を提供している。

何にも増して重要な核兵器の問題は依然として、戦略の方程式に複雑な争点を提起し続けている。これに関しては3つの点を強調しておきたい。

その第1は、戦略的兵器の大幅削減をめざしてアメリカとソ連の間で行われている二国間交渉の進展が、きわめて重要であるということである。この交渉の過程はいずれ拡大され、他の核兵器保有国のそれも含むその他すべての種類の核兵器も組み込むことになるだろう。核のない世界を想定することのない政策がいくつかの国によってとり続けられる限り、すべての核兵器の廃棄を期待することはむずかしい。しかし、この種の兵器に烙印が押され、その不使用が誓われるような道義的、政治的環境を育成することも、もはや夢想とはいえなくなってきたのである。

第2は、現在もなお対立が続く核兵器実験の停止に関するものである。全面核実験禁止条約の締結はあくまで第1目標とし続けなければならないが、それが実現するまでの間においても、毎年行われる実験の回数とその規模の大幅な縮小は実施すべきであり、また可能なはずである。

第3は、核兵器の拡散を防止するための実行可能な管理制度をぜひとも維持する必要があることである。1968年の核兵器不拡散条約の締結以降の経験は、この条約の欠点を明らかにしている。この条約は、ある意味では不均衡な義務を負わせていると解釈されないではない。しかし、これに勝る仕組みがまだ考案されていない以上、核の拡散を防止するという基本的目標はあくまで支持し、促進しなければならない。

核兵器貯蔵量の縮小を歓迎し、やがてはその廃棄につながるような一層の縮小が行われることを期待しているわれわれとしては、新たな核兵器保有国の登場は、潜在的なもの、あるいは公表されないものにせよ、断じて容赦できない。加盟国の正当な安全保障上の懸念に対しては当然、十分に対処されねばならないが、さらに多くの諸国が核兵器を保有することは、核兵器保有国間の核軍拡競争の継続に劣らぬほど危険である。核兵器のあらゆる種類の拡散を防ぐ効果的な障壁を築くことこそ、最優先課題でなければならない。私はその意味で、関係各国の利害が一致し、その設置について広範な国際的支持が得られる地域での、非核兵器地帯の設置を歓迎する。

核兵器の問題は最も重要ではあるが、そのために、現在もなお深刻かつ広範な懸念を引き起こしているその他の大量破壊兵器に対する関心がそらされるようなことがあってはならない。化学兵器の拡散には不安を抱かせるものがあり、紛争で実際に使用される危険が迫っている。これに関連する基本問題が今年、多角的交渉の場に提出された。しかし、われわれすべてが期待していた前進はまだ達成されていない。残る障害を克服するためには、主たる目標を見失わずに分別のある妥協をはかる必要があるだろう。十分な準備を整えるならば、閣僚レベルでの開催が提案されている軍縮会議がそれに貢献できるかもしれない。すべての加盟国が直ちに加盟できる条約を作成するための作業を、迅速に仕上げる必要がある。化学兵器の保有が人類に対して提起する脅威に終止符を打つためには、これが最も効果的な方法となるであろう。

最大規模の通常兵器を保有する先進工業諸国はいまようやくウィーンで、この種の兵器の大幅削減について合意に達しようとしている。しかしこのような建設的な傾向も、他の地域には反映されていない。開発途上諸国の軍事支出は最近の推定でも政府予算の5分の1近くに達している。慢性的な緊張が原因で主要勢力圏がとめどのない軍拡競争に従事していた時代には、開発途上国が真の軍縮に取り組むべきだなどと論じるのは困難だった。しかし世界情勢が好転した以上、現在ではどの国にも、最小限度の兵力と軍備での安全保障の確立をはかることが可能になっているのである。

開発途上国はほぼすべてが兵器の輸入国であるため、兵器移転が近年減少しつつあることは建設的な傾向と解釈できないこともない。しかしこのような兵器輸入の低下は実は、開発途上国の防衛体勢に本質的な変化が生じた結果ではなく、むしろ途上国が現在味わっている経済的困難に起因するものなのである。軍事支出と兵器調達削減に必要な基本条件はあくまで、政治環境に、地域的な緊張緩和、紛争の平和的解決、地域的な信頼醸成措置の進展などを伴う変化が生じることなのである。

ヨーロッパでは軍備の大幅削減が予想されているが、それとともに、余剰となった兵器が世界の他の地域に移転する不安を抱かせる可能性も生じてきた。これは、このような移転を抑制する方法の追求に一層の緊急性を与えるものであり、すべての兵器供給国は、この点に関して責任を自覚する必要がある。これまで成長を続けていた兵器取引を抑制する手段として、国際的な兵器移転の登録制度の確立に真剣な考慮が払われるよう要請したい。

開発途上国が最新の科学と科学技術の恩恵を自由に享受できるようになることはもちろん、まことに重要である。しかしこれが、質的な軍拡競争が量的な軍拡競争に取

って代わることや、地域的さらには世界的な安全さえも脅かす先端技術兵器の導入を意味するようなことがあってはならない。私は国際社会が、これにからむ重要問題を明らかにするとともに、だれにも受け入れられる明確かつ公正な指針の作成に特別の努力を払うよう提案したい。このような指針は、科学技術輸出国の現在の供給政策によって影響を受ける多くの諸国が抱く多大な懸念を除去することになるだろう。

軍事経済から民需経済への移行の過程は短期的には動揺を伴い、一部に経済的混乱を引き起こす可能性があるが、それに関する不安は、長期的な恩恵を考えることによって緩和されねばならない。転換の分野における経験の交換および国際協力の拡大は、調整の過程を容易にしうるのではないか。私は、このような交換と協力に関する様式と形態を練り上げる必要があると考えている。事務局は最近いくつかの会議を催したが、これらの会議では高度の議論が展開され、関連する諸問題についての認識を高めることができた。

軍備制限の分野で好転が見られたことは、国連の組織内部の軍縮機構にはずみと新たな使命感を与えている。国連軍縮委員会も、その作業がこのほど合理化されたことによって活気づけられた。その他の軍縮機関の活動についても合理化を検討すべき時が熟している。これは、国連が一致した国際的努力を必要とする諸問題に対処できるようにするために必要なのである。

VI

紛争の解決、人権の順守、そして開発の促進はともに力を合わせて、平和という織物を織り上げている。この糸のどれかが抜ければ、織物はほぐれてしまう。

国連のこれまでの考え方と活動においては、これが動機となってきた。現在の経験も、国家の機関および制度の尊重、国家的結合、政治体制あるいは社会的イデオロギ一の生存能力、持続的経済開発、国際秩序の安定などはすべて、人権の尊重および促進に依存するところが大きいという事実を、はっきりと裏付けている。

人権問題はこの1年間に、国際的な話し合いの補助的なテーマから優先的な関心事へと変化を遂げた。いまでは全世界に、人権と男女平等の権利、および大小を問わずすべての国が持つ平等の権利の尊厳と真価を尊重しない社会的あるいは政治的な制度は決して持ちこたえられないどころか、存続すべきでもないという認識がよみがえっている。

国連はその創設以来、人権に関する法律文書の作成と、行動の標準を判定するのに使用できる基準の設定に努めてきた。国連は国際社会に、世界人権宣言および2つの国際規約で構成される国際人権章典（International Bill of Human Rights）を提供しており、これによって基本的権利の保護が恒久的な義務として受け入れられている。さまざまな状況におけるこれらの権利のあり方を定義するため、国連の主催のもとで、その他多くの法律文書が採択されてきた。開発の権利に関する1986年の宣言は、人権の尊重と開発計画の効果がいずれも強化、確保されるようにするため、人権の概念を開発計画の立案、実行、および評価に統合する基盤を定めた。人権を国際協定に組み込むための過程は間断ない努力を必要とする。国際社会に今年提案されているのは、社会で最も弱く傷つきやすいグループに属する移動労働者とその家族の権利を保護するための協定である。

法的文書はしかし、人権構造の基礎となる土台を提供するにすぎない。その履行を確保するためには、イニシアチブとタイミングを計る機転、機会、そして協力が必要となる。たとえば事務総長はこの問題に関しては、逆効果になるのを防ぐため、秘密を厳守しながら調停に当たらねばならないことがしばしばである。しかし、人権が否定あるいは侵害されている地域において人権を回復しようとする国連の努力に対して全世界の人々が信頼と期待を寄せていることについては、疑問の余地はない。

しかし、民主主義と人権に関する過去1年間のうれしい前進に目を奪われ、われわれが住む世界の冷酷な現実を見失ってはならない。個人に対する拷問や殺害、失踪、非武装のデモ隊に対する発砲、反体制分子に対する激しい弾圧、差別と剥奪などのニュースが伝えられない日は1日もないが、これはわれわれの法的な制度と、同じ人間同士であるかくも多くの人々が運命づけられている生活条件との間に、どれほどの隔たりが存在するかを示している。

われわれの目的は、願望と現実の間の隔たりを狭めることでなければならない。そのためには強力で効果的な国際規範が不可欠だが、それだけでは十分ではない。国家レベルで、強固で説得力のある人権文化とその履行に必要な手段を育て、発展させる必要がある。国連が開始した世界人権キャンペーンは、人権の重要性和趣旨についての認識を高めることをめざしている。役務と技術援助を提供するためのもうひとつの計画は、国家的な人権基礎構造の創設と強化の促進を目的としている。

国連はすべての地域における人権関係の願望に応えようと努めるに当たり、NGO

(非政府機関)の献身的な努力と、世界各地の人々の勇気と自己犠牲を頼みにしている。彼らは人権を促進、確保するために時には自らの生命をも危険にさらしており、その活動は称賛と支持に値する。国連はこの課題と取り組む彼らを援助、保護する方法と手段に、また人権制度が全世界を包含するようにするための絶え間のない努力に一般の参加を鼓舞するための方法と手段に、綿密な関心を払わねばならない。

人権に関する状況を監視する国連の責任は、とくに行動規範に対する違反行為を報道する良心的な記者たちなどのマスコミ媒体の活動を通じて、果たしやすくなっている。人権に対するはなはだしい侵害は、すべてとは言わないまでも多くの場合、たちまち全世界に速報されて憤激と抗議を引き起こす。しかしこれは必ずしも、国際社会によって合意された基準の無視を防ぐための効果的な抑止力とはならない。人間が犯す不正が摘発、糾弾され、再発を防止できるようにするためには、国連による不断の警戒が欠かせない。

前進が達成されるにつれて要求と期待はさらに高まり、努力目標もますます大きくなっていく。われわれにそれに応える能力があるかどうか、多くのことがかかっていると私は信じている。

VII

国連憲章は、国家間の関係を律している。世界人権宣言は国家と個人の間の関係を定めている。次は、人類と自然との関係を規定する盟約を考えるべきである。

人間は現在、多くの活動を通じて、自然の敵と化してしまっている。自然はいまわれわれにメッセージを送っている。自然を保護して生き延びるか、それとも自然を破壊して滅びるのかという内容である。

国連が環境問題を初めて世界的な議題に乗せてから20年近くがすぎた。環境の悪化はまだ阻止されていないが、この問題に重大な危険が潜んでいることについては認識が高まっている。この先例のない挑戦に対処するために各国が一致団結していることは、近年の最も喜ばしい現象のひとつであった。地球愛国心の登場は、将来の世代が活力を取り戻した地球を受け継ぐことができるようにするための、国家および国際レベルでの協力的な努力を開始させている。経済的に恵まれた階層の貪欲さと浪費のみならず、貧困者の生存のための懸命の苦闘もまた地球の資源を略奪してきたことが、いまでは広く認識されている。

過去数年間には多くのことが成し遂げられたが、この地球の生態学的な健康を取り戻すキャンペーンはまだ開始されたばかりである。相関関係がある環境と経済開発の問題に対し、開発途上諸国の正当な懸念に配慮しながら、均衡を保ちつつ取り組む方法を編み出す必要があることは明らかである。いや実は国際社会は、東西間の溝が閉じて共通の利害関係という認識が生まれたいまこそ、経済、社会、環境問題に再び焦点を定めるとともに、環境的に健全で持続可能な開発をめざす共同行動の青写真を採択する絶好の機会を与えられている。これに関連する問題の数々は、各国の相互依存度が、貧富を問わず、いかに高いかを浮き彫りにしている。したがってこれらの問題はその本来の性質からも、南北間の溝を狭めるような知覚や態度を刺激しうるのではないか。

1992年に予定されている国連環境開発会議は、気候の変動、生物学的な多様性などの重大な問題についての協定を検討する。この会議は、環境と開発に関する国際的な行動と協力の指針となり、関連する複雑な問題を包括的かつ統合された方法で処理するための基本原則について合意をまとめるよう努力することになっている。また21世紀へ向けての行動計画を定めるほか、適切な制度的メカニズムと手順の強化を検討する予定である。この会議に備えるに当たってはすべての段階で、環境の一層の悪化を防ぐ努力を強化しなければならない。これに関連して私は、ロンドンで開催された世界気候会議と、今年ベルゲンで開かれた会議で達成された成果を歓迎する。これらは、問題をよりよく理解して解決策の追求を奨励するために国連機構と協力して進められている総合的な努力の一環なのである。

環境への損害を防ぐためのイニシアチブは、第1にはそれぞれの国の責任であるべきであり、そのための努力が事実、国家および地域的なレベルで展開されている。この努力への参加をできるだけ拡大するためには、政府、科学者、産業、マスコミ、非政府機関および草の根組織の相互間に新たな提携関係を創り出す必要がある。多角的なレベルではすでに多くのことが達成されてきた。昨年には、1987年に採択されたオゾン層の破壊に関するモントリオール議定書が発効した。さらに開発途上国の特別の必要を満たすための追加措置が合意され、オゾン層を減少させない技術の途上国への移転を容易にするための資金が設立されたことも、重要な前進であった。

気候変化の速度と性質、影響に関する研究もやはり国連の主催のもとに進められており、今年中に開催される予定の会議も、温室効果の危険な拡大を阻止する措置の策定に向けての前進を示すものとなろう。こうした努力が実って、1992年の環境開

発会議までに完成する予定の気候変動に関する条約が採択されることを私は期待している。

昨年バーゼルで採択された有害廃棄物の国境外移動および処理に関する協定に対する支持が高まっていることは喜ばしい。ある種の化学薬品の国際取引に関する追加的な指針も作成されており、農業の流通と使用などに関する国際的な行動規範も拡大され、さらに練り上げられつつある。国際社会に提示されているその他の措置のなかでも中心となるのは、国境を越える大気汚染などの問題に関する監視、研究、データ交換ネットワークの創設である。環境問題に関する質問に対応するための情報交換システムも、世界的に拡大され続けている。

われわれはもはや、無知を口実にすることはできない。環境改善への道は長い、この旅は、われわれに共通する脆弱さを認識することによって始まったものなのである。これは、生存をはかるための活動にほかならない。

VIII

経済生活の力と圧力は各国を協力させることもできるし、分裂へと駆り立てることもありうる。新しい時代がもたらした重大な挑戦のひとつは、真の協力関係が持つ可能性を、世界の資源と能力が許す限界にまで発展させることである。永続的な平和の実現には当然、人間が置かれた条件の改善が必要となる。しかしこれは、国際社会のすべての構成員の間における生産的な相互作用のパターンを通じてのみしか達成はできない。そのためには、とくに開発途上国における経済開発と社会進歩を刺激し、達成する責任の再確認と、さらに重点的な努力とが必要となる。

二つのイデオロギー・ブロック間の緊張は40年以上にわたって、政治体制のみならず経済関係にも影響を及ぼし、形づくってきた。世界は、自らを破壊するための精巧な手段の開発に莫大な財政的、人的資源を投資してきた。しかしわれわれは冷戦後の世界においては、公正な安全保障上の取り決めはもちろん、公正な経済関係の枠組みも案出する機会を与えられている。経済および社会的な要因による世界的、地域的な緊張の脅威が東西間のイデオロギーの対立に取って代わるにつれ、このことは一層の重要性を帯びてくる。現在の中東危機はある意味では、必要不可欠な商品の価格と供給についての不一致がもたらす破壊的な影響を厳然と思い知らせてくれている。

1980年代は、60年代および70年代の経済的改善と社会的進歩の約束がいかに

に達成しにくいものだったかを明らかにした。とくにアジアのいくつかの国は著しい前進を示したものの、三つの大陸の暮らし向きは今日もあまり改善されていないし、その住民のうち驚くほど多くの人々は、あの希望と抱負に満ちていた時代以前にも劣る生活を強いられている。しかし科学と技術の分野で偉大な前進が達成されている以上、このように飢えと疾病に悩まされ続けている多くの人々によりよい将来を約束することは可能であり、必要でもあるはずである。

われわれはとにかく、すべての開発の中心となるべきなのは人間であり、その幸せは金銭のみでは評価できないということを忘れがちである。国連開発計画（UNDP）がこのほど作成した報告書は、経済成長が人間生活の改善にどのように役立つか、あるいは役立たないかを分析している。一部の諸国では、平均余命、読み書き能力、栄養、児童死亡率などの人間の発達を示す基本的な指標において有望な前進が見受けられた。しかし総合的には、貧困、疾病、欠乏状態などの増大が認められた。人口過剰と急激な都市化は経済、社会問題をつくり出すのみならず、安全を危機に陥れてもいる。これが毎年、世界で最も貧しい人々を数百、数千万人も増やし、開発の努力を妨げて、犯罪や麻薬中毒などの社会的弊害を不安を抱かせるほど増加させているのである。

多くの開発途上諸国に見られる貧困と人口増加、商品価格の低迷、債務、経済の停滞、環境破壊、軍備支出、そして社会機構の侵食などの悪循環は、効果的に対処しないかぎり、世界的な平和秩序の安定を脅かす恐れがある。一致した国際行動をとらなければ、これは全世界に政治的、経済的、また社会的な混乱を引き起こしかねない。いかなる国もその影響を免れることはできず、自己満足に浸ることは許されない。

開発はもちろん各国の、必要な制度を築こうとする努力と、開発が成功してすべての人々がその恩恵にあずかることができる政策を組み立てようとする努力とに依存せざるをえない。もしもそうした意思が欠けているか、あるいは混乱していたとしても、それを促進するために国際社会にできることはまことに限定されている。しかし国家的な努力が真剣に開始された場合には、外部からの支持と援助が必要である。国際経済環境はこれまでは残念ながら、長年にわたる困難な開発努力と対外援助の達成目標を挫折させてしまったことがしばしばだった。

ほぼ10年間にわたった商品価格の下落と債務返済負担の増大、構造調整計画の財源不足などは多くの開発途上国の経済に深刻な影響を与え、これら諸国の社会的結合力を危険なまでに侵食した。

開発はとくにアフリカ諸国で打撃を受けた。これら諸国の交易条件は他のいずれの大陸の国の場合よりも悪化し、基幹施設も依然として不十分なうえ、多くの諸国でさらにむしばまれ続けている。国際社会は速やかに、とくに資金の流れ、債務免除、貿易自由化、また商品問題に対する商品価格の安定を含む適切な措置などを通じて、アフリカに対する援助を増加する必要がある。

ほとんどがアフリカに存在する後発開発途上国は深刻な問題に直面しており、世界経済で展開されている根本的な変革からも取り残されたままになっている。第2次国連後発開発途上国会議では、開発を妨げている障害を確認し、現在の傾向を逆転させるための緊急かつ遠大な措置について合意するための努力が続けられている。

国際経済のゆがみはまた国家レベルでも反映され、相似した社会同士が、豊かで特権的な社会と貧しくて希望を失った社会に分裂しつつある。これは開発途上国では、権力を握った社会と権力に欠ける社会の二つの社会が登場することを意味しており、それが政治的、社会的不安定を生じさせる。先進工業国では、これが社会的な緊張および犯罪として現われている。各国の経済政策はこうした矛盾と取り組み、経済および社会的な進歩がすべての人々に恩恵を与えるよう保証しなければならない。

国際社会の前には現在、中東危機の結果として、短期的ではあるがいくつかの急迫した情勢が立ちはだかっている。人工の危機に対する国連の対処能力が再び試されているのである。この危機の影響が国際社会が抱える経済問題を悪化させるとともに、一部の諸国の経済に大混乱を引き起こしかねないことは明らかだ。それによる犠牲がどの程度に達するかは、紛争の拡大を阻止できるか、どのように解決されるかなどにかかっている。とはいえ、この危機による経済的、社会的影響を緩和するため、またこのような情勢に対処する用意がない開発途上国に安全網を提供するのにはどうすればよいかを検討するために、緊急に真剣な努力を払う必要がある。

現在の危機がどのような結末を迎えるかはともかく、とくに重要と思われるのはより長期的ないくつかの問題であり、そのすべてが、開発途上国が成長および開発の過程を回復できるようにするための適切な国際的対策を探るに当たっては、先見の明と想像力が要求されることを示している。

その第1は、開発途上国の対外債務の問題である。この問題の重大さと深刻さが包括的で真に決定的な取り組み方を要求していることは、いまや明らかである。

1982年以来続いた債務危機の漸進的な悪化は、その影響を受けた多くの諸国の

政治的、社会的および経済的秩序にとって重大な脅威となっている。これはまた国際経済にとっても煩わしい束縛となっており、債権国にも有害な影響を及ぼしかねない。

債務問題がもたらした最も深刻な影響は、債務国から債権国への財源の純移転が大きいことである。開発途上国は乏しい国内貯蓄を外部金融で補う必要があるのに、すでに10年以上にわたって世界経済に対し、自らの開発に緊急に必要なはずの資源を供給し続けている。このような資源の純流出は1989年だけで260億米ドルに達した。こうした負の移転は早急に排除し、いずれは逆転させなければならない。そのためには債務と割賦償還金額の縮小が中心的な役割を演じる。債務問題と取り組むために官民の債権者、および多角的な金融機関によって現在進められている努力も、さらに拡大し強化する必要に迫られている。いまでは商業的および公式の債務の処理に関する新たな、しかも実地的なアイディアも入手できるようになっているし、私の個人代表がこのほど提出した対外債務に関する報告書によって関心が高まっていることも歓迎したい。

第2は、しかし同様に重要なのは、国際貿易体制と、間もなく締結されるウルグアイ・ラウンド多国間貿易交渉の問題である。先進工業諸国が明らかにしている実質的な成果を収めたいという目標には勇気づけられる。しかしこれまでの交渉は、経済的に弱体な開発途上国の利益と関心事が十分に考慮されていないことを示している。すべての諸国に恩恵を与えるとともに、開発途上国が既存の貿易ブロックのみならず新興の大市場にも参入できるようにする均衡のとれた成果こそ、ウルグアイ・ラウンドの主たる目標でなければならない。こうした交渉における開発途上国の弱さが、国際貿易および支払制度の機能にとって長期的に有害な方法で、主要貿易国の国益を拡大あるいは強制するために利用されるようなことがあってはならない。

第3に、アフリカと中南米のほとんどの開発途上諸国、またアジアの一部の開発途上諸国にとって輸出収入の源泉である商品の価格が不安定で依然として下落が続けていることは、経済の多様化と活性化をめざす各国の努力を妨げている。これら諸国の経済を多様化するための政策はさらに継続し、一層の安定と商品価格の上昇の促進策を含むさまざまな方法で支持する必要がある。既存の国際商品協定もほぼ効果を発揮しなかったばかりか、財源が不十分だったために目的すら達成できなかった。生産者と消費者双方への効果を保証することを考慮した国際商品協定の様式と機能を改めて検討し直す必要がある。

第4に、ソ連と東ヨーロッパの国際金融・貿易体制への統合の過程は、円滑な移行が可能のように援助する必要がある。この地域が国際貿易に開放されることは、世界経済全体にとって重要な機会をもたらす。われわれの共通の目標は開発途上国の開発と並行して、東ヨーロッパ諸国の建設的な改革をはかることでなければならない。途上国に対する援助を減らさないと先進諸国が公約していることは、したがって、この目標達成の中枢となるものである。

国際経済問題の複雑さと相互関係、および社会・政治問題との密接な関連は、世界経済のより健全な管理が必要であることを示している。西ヨーロッパの経済統合と貿易ブロックの創設はすでに、この市場への参入について危惧の念を抱かせている。こうした事態は国際貿易体制の分裂につながり、貿易緊張を激化させて、開発途上国の大多数をさらに取り残すことになるのではないかと懸念されてもいる。私はまた、貿易自由化のための多角的な規定よりも、二国間あるいは多国間の取り決めに頼ろうとする傾向が高まっていることにも不安を感じている。

第二次世界大戦後の政治・経済関係を定める国際的な制度づくりには、大戦終結時の状況が影響を及ぼした。主要先進諸国は過去25年にわたり周期的に、成果はまちまちだったが、既存の多国間協定の枠組み外でマクロ経済政策を調整しようと試みてきた。しかし、新しい時代がもたらした地球の健康の維持や麻薬乱用対策といったより複雑な挑戦には、地球的な対応が要求される。多国間協定の枠組み内における世界経済の組織的かつ制度的な調整は、国家のおよび国際的な経済・社会開発戦略に一層の一貫性を与えるのに役立つとともに、すべての人々の経済行為がより統制のとれたものとなるよう保証するだろう。

われわれは過去の経験を利用して、共通の将来への展望を創り出さねばならない。いまでは、相対立するイデオロギーのみならずその間の緊張を反映する世界秩序にも短所と長所があることが明白になってきた。経済体制の再構成もそれだけでは、社会正義と公正さを求める民衆の熱望を満足させることはできない。それどころか、たとえば教育、医療、社会保障、住宅、雇用などに関する社会福祉および社会事業の基本原則は、そのイデオロギーがどのような方向を目指そうとも、あくまで有効であり続けるのである。

国際制度の真剣な評価と微妙な変質の過程は、すでに開始されている。より公正で効果的な経済関係は、その力と利点によって恩恵を受けるだろう。国連総会は去る4月に開かれた国際経済協力特別総会で、人類にとって中心的に重要な問題に総合的に

取り組む場としての国連の特別な役割を再確認した。多国間協調主義の復活は、冷戦後の国際秩序がもたらす挑戦と機会への国連の対処能力を向上させることだろう。

そうした国際秩序への推移は当然、困難に満ちているだろう。われわれはこの期間に経済的な超大国あるいはブロック相互間の、経済的利益を得るためばかりでなく、新たな行動規範の作成に影響を及ぼすための激しい競争を目撃することになるかもしれない。その世界経済にとっての影響は計り知れない。経済緊張は、開発と社会進歩の目標をより一層の決意をもって追求することができる平和な国際環境の育成に影響を及ぼす。このような状況では、国連、とくに安全保障理事会が紛争の機先を制して緊張を緩和するため、どれほど効果的に経済問題に対処し、正当な願望を促進できるかが、ひとときわ緊急性を帯びてくる。

国際的な意見一致の増大は、政治的な考慮と安全保障上の考慮、また経済問題と社会問題との間の密接な関係について認識を高めるのに貢献している。安全保障理事会の活動が新たな目的意識と平和を保護し促進する決意を立証しているだけに、経済社会理事会でも同様の進展が見られることを期待したい。これに関連して私は同理事会が東西関係の進展が世界経済、とくに開発途上国に及ぼした影響を、来年の政府幹部レベル特別会議で検討すると決定したことをうれしく思う。私はかねてから、重要な政策問題および発展について経済社会理事会が政府幹部級のより重点的な会議を開くことは、この理事会の役割と機能に建設的な影響を与えると主張してきた。活性化した経済社会理事会が閣僚レベルで会議を開くことは、均衡のとれた経済開発と社会正義に基づく安定を促進する過程に貢献する経済・社会政策の指針づくりに枠組みを与えることができるだろう。

しかし国連は、その経済・社会分野の政府間機構も含めて、国際社会が直面する新たなニーズと新たな挑戦により積極的に対応する必要がある。経済社会理事会と総会の技術的な基盤を強化するためには、政治的な言辞が鳴りを潜めるにつれ、より一層の専門化が必要となってくる。

IX

今日の世界に見られる混乱と起こりうる紛争の原因は、政治的緊張や経済格差だけではない。すべての地域的あるいは文化的な国境を越えて広がっている社会的危機もやはり、混乱の原因となっている。常識がこれまでのイデオロギーへの執着に取って代わろうとしている以上、現在の社会を悩ませている害悪に対して持続的な関心を

注ぐ必要がある。特定の国あるいは国家グループのみを対象とした診断を試みたり、療法を処方したりするべきではなく、取り組み方と行動はいずれも地球規模のものでなければならない。

心理的、社会的混乱の蔓延によってもたらされた災いは、麻薬の乱用と不正取引において最も明白に表れている。これはすべてのレベルに損害を与えている。家族と社会関係に緊張を招くのに加えて、保健衛生、事故の多発、工業生産性の低下、またかくも多くの諸国に多大の苦痛をもたらしている犯罪および市民社会への脅威の増加などの面でも、社会に対して高価な代償を要求しているのである。静脈注射による麻薬乱用に付随するもうひとつの危険は、世界的な流行病エイズを蔓延させる危険性が高いことである。

前回の総会は麻薬乱用の取り締まりを主要な議題のひとつに取り上げた。続いては麻薬問題に関する第17回特別総会も開催され、麻薬乱用を撲滅するための努力の改善と拡大を目的とする政治宣言と地球規模の行動計画が採択されるにいたった。

優先的な対応を必要とする他の多くの計画の場合と同様、麻薬乱用の取り締まりに関して国連が現在使用できる資源も、問題の重要性と比較すれば取るに足りないものでしかない。世界的な麻薬の乱用と不法取引に対して実質的な影響を及ぼすためには、多額の追加支出が必要となる。さらに、現行の制度的な取り決めも合理化してより効果的なものとする必要があり、これについては現在、本格的な検討が行われている。

国連の枠組みの内部でこれまでにさまざまな法的文書が作成されてきたが、それが実ったのが麻薬および向精神剤の不正取引の取り締まりに関する条約である。この条約は今年間もなく発効する。私は未批准諸国に対して早急な批准を促すとともに、この害毒と闘うためにたとえ批准以前においても、同条約の条項を厳格に実施するよう要請したい。

最近の急激な社会変化がもたらした暗い側面のひとつは多くの諸国で、犯罪、とくに組織化され、国境を越えた犯罪が激増していることである。国連は今年ハバナで、犯罪防止および犯罪者の処遇に関する第8回国連会議を開催した。同会議は、国および地域、国際レベルでの犯罪に対する闘いの強化と刑事司法制度の一層の改善を目的とする重要な活動指針と基準、模範協定などを採択した。

国際関係における法の規制を強化する必要性についての世界的な認識の高まりは、前回の総会で行われた1990年代を国際法の10年と定める宣言によって具体化された。これに関連する注目すべき成果のひとつは、総会が9年間にわたった交渉を経て、傭兵の募集、使用、資金調達、訓練を禁止する国際条約を採択したことである。この条約は、派遣先である諸国を不安定にするために雇われることが少なくなく、そのうえ略奪をほしいままにしていた傭兵の活動を禁止するものである。

深刻な苦悩に対するキャンペーンは、地球規模の社会戦略の一部でしかない。これに劣らず重要なのは、基礎的な社会制度をよみがえらせ、社会に重要な地位を占める一部の人々に対する差別あるいは虐待を終わらせるための建設的な行動である。

われわれが直面する問題の根幹には、激しい社会的圧力や混乱に対して人々を無防備にした、基礎的な社会構造の崩壊がある。家族こそが社会の基本的単位であり、開発の主体であるとともに個人の支えでもあることに鑑み、総会は昨年、1994年を国際家族年とすることを決定した。その意味で根本的に重要なのは女性の役割である。国連が女性のために行なったの近年の活動には、採択から5年が経過した女性の向上のためのナイロビ将来戦略の実施状況に関する評価と、1995年に女性に関する世界会議を開催するという決定などがある。女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の採択10周年を迎えたことも、ある意味では画期的であった。この条約を批准あるいはこれに加盟したのは、すでに103カ国に達している。

社会でも最も弱い立場にあるのはしかし、子どもたちである。国連児童基金（ユニセフ）は、社会開発の重要な要素として子どもの生存、保護、福祉を確保するという目標と戦略に対する最高の政治的レベルでの取り組みを促進するため、国連本部で今年、子どものための世界サミットを開催するという各国首脳のイニシアチブを支持した。これは東西、南北の指導者の初の首脳会議であり、普遍的な対話を促進するという意味でも特筆すべきである。子どもたちの将来に深刻な影響を及ぼす諸問題と取り組むためには、一層の努力が払われなければならない。

総会が昨年、社会における子どもの正当な地位を定義して裏付ける初の法的文書、児童の権利条約を採択したことも、重要な前進を示すものであった。子どもに焦点をあてた多国間協力の強化について国際的なコンセンサスが実現したことは、まことに意義深い。この条約は採択から1年足らずの今月、国際条約としては非常に早い速度で発効したことには、とくに力づけられる。

しかし、社会構造の修復と女性および子どもの権利の保護における前進の多くが人口の爆発によって脅かされ、後退を強いられることさえしばしばであることは遺憾である。現在53億の世界人口は毎日25万人、10年間で10億人近くの割合で増加している。増加分の90パーセントをはるかに上回る部分是最貧国で起こる見込みである。つまり衣食住を供給しなければならない人口が、対応が不可能なほど増加することになるのだ。これは開発途上国の雇用、住宅、基幹施設その他の関連サービスの供給能力をはるかに上回るものである。この傾向に歯止めがかからない限り、世界の多くの地域で社会的混乱が起こることだろう。

人口および家族計画プログラムは、他の社会、経済開発努力と並行して進めたほうが好ましい成果をあげるのに役立つことが、経験から明らかになっている。家族計画、教育と保健衛生、女性の地位の向上などについて学ぶ機会の増大がもたらす選択の自由が必要不可欠である。

この分野における努力は強化する必要がある。1994年に予定されている人口に関する国際会議は、90年代の中間点における進展を再検討する、またとない機会を与えるだろう。国連はまた、2000年に向けた居住のための世界戦略の条項を実施するとともに、世界の人々に最も基本的なニーズを提供するため、環境破壊の悪化と取り組む必要がある。

X

われわれは40年前には、難民問題は一時的なものにすぎず、容易に解決できるという希望を抱いていた。しかし国連が国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）や国連パレスチナ救済事業機関（UNRWA）を通じて、依然として尽きるところを知らぬ難民問題と取り組み続けなければならないということは、今日の世界で起こっている紛争の頻度や持続性、厳しさなどを物語っている。

地域紛争は相変わらず、大量の人口移動を引き起こしている。バルカン半島での現在の危機によって生じた集団移住は、政治的な動乱が人間生活にどんな混乱を生じさせるかを示す痛ましい実例である。難民問題のいくつかはいまなお継続しており、永続的な解決策を見いだす必要がある。国際環境は難民、亡命希望者、強制追放者などの受け入れに関しては、概してさらに厳しいものになりつつある。

アフリカでは、内戦が相変わらず多くの生命を奪い続けている。国内、国外に追放された人々や町村の破壊、戦いによる生活必需品の欠乏などが増加するにつれ、深刻な社会問題が発生している。それが窮乏や住居を失った人々、大規模な飢餓などとなって表れているのである。

こうした困難に直面した各国政府はたいてい、国連組織の援助を求めてきた。私は繰り返し、人道的計画の基本原則は、そうした援助が中立的な性格のものであるとともに、それを必要とするすべての人々に対して、地理的条件とは無関係に差別なく提供されなければならないことであると強調してきた。また、救済活動が紛争当事者の全面的な支持と協力を得るとともに、国連の救援物資輸送隊と救援チームが、目的とする受益者との安全で確実な接触を保証されることもきわめて重要である。

一部の地域では、政治問題の解決が直ちに救済をもたらした。たとえばナミビアには、その独立計画の一環として何千ものナミビア人が送還された。南アフリカでも重要な前進が達成されつつあり、数千の南アフリカ人を国外に避難させていた状況を政治解決が終結させるのではないかという希望を抱かせている。これは、故郷から追立てられたさらに大量のモザンビーク人にも有益な影響をもたらすかもしれない。中米でも、ニカラグアの反政府勢力とその家族が自主的に解散して故郷に戻っており、安全に戻れたかどうか監視されている。エルサルバドル人の自主的帰還も1989年後期から90年初期にかけて増加した。

しかし、このような勇気づけられる進展とは対照的に、解決への当初の期待がいまだに満たされていない事例もある。アフガニスタンの困難な政治状況に妨げられたため、パキスタンに300万以上、イランには200万以上のアフガニスタン難民がまだ残留している。カンボジア問題の政治的合意も未成立で、数十万にのぼるカンボジア難民および避難民の帰還をいまのところ不可能にしている。これは、ベトナムとラオスの亡命希望者および難民を含む東南アジアの難民問題が、国際社会にとって深刻な問題であり続けることを意味している。

アフリカでは大陸南部での進展にもかかわらず、難民の数が増加している。マラウイ、ソマリア、スーダン、ウガンダ、それについて最近ではコートジボアール、ギニア、シエラレオネなどにおいても、新たな難民の流入が増加している。モーリタニアとセネガルの事態も両国に大量の難民を発生させた。最も目立ったのは、50万人近いリベリア人が内乱から逃れるため難民となったことだった。

人々の苦しみをいくらかでも緩和するため、極度の資源不足や基幹施設の未整備などの困難な地理的条件のもとで、緊急援助が提供されている。世界食糧計画（WFP）が他の機関と協力して、その資源が許す限り、飢餓を救済するために迅速な活動を展開しているのである。

自然災害もやはり、多数の死亡者や苦痛、難民を発生させる。国連災害救済調整官事務所（UNDRO）を通じての援助の提供は、国連の重大な任務のひとつである。国連は自然災害の影響を緩和するための新たな取り組み方を採用した。総会が1990年代を国際防災の10年と宣言したことは、災害の発生後の対応から災害の発生以前における備えへと発想を大きく転換したことを示している。世界は最近もしばしば、住居、基幹施設、復興に不可欠なその他の資源などの地域に特有の欠陥が原因で、大規模な人命喪失や巨大な経済的困窮を経験してきた。ソ連とメキシコで数年前に起こった地震、イランとフィリピンで今年起こった地震などを考慮すれば、地震の発生しやすい地域で起こりうる災害を最小限度にとどめるために現代の科学技術が達成した進歩を利用できることは明らかである。

XI

過去1年間は以上から明らかなように国連に対し、なかには先例のないものもある新たな課題と新たな挑戦を負わせることとなった。多くの新たなイニシアチブがすでに見込まれており、われわれは国連に割り当てられつつあるより大きな役割を果たす能力を備えて、90年代を迎える。しかし責任の増大は同時に、行政および財政面で新たな必要条件が生じることを意味している。

総会決議41/213によって実施された改革計画に基づき、事務局は大幅な機構改革と大規模な人員削減を行った。新たな手続きが採用された結果、行政および財政問題に関する加盟国と事務局の間の相互信頼も高められた。前回の総会はこれに関連するすべての決議を無投票で採択したことによって、行政、予算および運営に関する諸問題についての見解がこれまで以上に一致したことを示していた。やはり勇気づけられたのは、1990-91年度予算の修正見積りがコンセンサス方式によって採択されたことであった。

予算編成過程での改革はこのように第一段階を終了したが、その目的はほぼ達成されたと思う。改革は加盟国および事務局内における国連の資源の利用法についての認識を高め、より賢明な利用法を奨励することとなった。また、主要な拠出国の懸念を

ほぼ解消することもできた。これはすべての加盟国と事務局の有益な協力の成果である。

組織の運営効率を高めるための基本的な必要条件のひとつは、管理者が適切で正確な情報を入手できることである。私が提案した総合管理情報システムの創設は分権的管理を容易にするとともに、情報の集中的な利用を全世界に提供する。われわれは1993年から動き出す予定のこのシステムによって、国連の資源の分析、計画立案および割り当てを効率的に進められるようになるだろう。

紛争の調停および平和維持を含めた現地活動の異常なまでの増大は、国連の人的、財政的資源を圧迫している。このことは計画、準備段階のみならず、実施段階でも明らかだ。とくにナミビアでの活動のように限られた時間の枠内で複雑で多機能的な活動を実施しなければならない場合には、成功の確率を高めるためには迅速で確実な計画立案が不可欠である。

しかし残念ながら、国連の資源が全般的に枯渇したため、事前にこのように周到な準備を整えるのはますます困難になっている。国連加盟国の多くが分担金を期日までに支払わなかったり一部を滞納したりして、国連の財政的安定を揺るがしていることは理解しがたい。今年にしても、現在までに通常予算の分担金を完納したのは57カ国にすぎない。通常予算における加盟国の滞納分は6億6000万ドルにのぼり、これは現在の国連が、あと24日分の活動資金しか持たないことを意味している。そのうえ、平和維持活動についての分担金の滞納額は現在、4億3600万ドルに達している。

国連の活動に対しては多大の希望と期待が寄せられているが、実はこれが厳しい現実なのである。国連の立法機関には紛争の調停や平和維持、人権、環境保護、麻薬の取り締まり、また国連を通じての調整が不可欠なその他多くの分野で、毎日のように新たなイニシアチブが提案されている。だがこれまでに実施した節約や改革にもかかわらず、国連財政の虚弱さは望ましいプロジェクトを危機に陥れている。もしもすべての諸国が分担金を、しかも期限内に完納しないならば、国連は世界の諸国や国民が期待する役割を果たせなくなる。こうした憂慮すべき事態が、すぐそこまで迫っているかもしれないのである。

国連の任務遂行能力がこのように欠如し束縛されていることは、国連職員が現地での活動や任務において、それもしばしば過酷な状況のもとで発揮している感動的な献

身と技術とは皮肉なほどに対照的である。事務局の職員も、職員の削減や幹部職員が外地に派遣されて不在となるために生じる責任の増大をみごとに担っている。国連職員に高度の任務遂行能力が期待されていることは改めて、できるだけ幅広い地域的配分を考慮するとともにさまざまな技術分野から、優れた人材を採用する必要があることを示している。国連の給与水準は遺憾ながら非常に低下しており、もはや多くの分野で競争力を失っている。加盟国もこのことをよく承知しているので、私は加盟国に対し、真剣に救済措置を検討するよう要請したい。現在の状況は国連の任務達成能力を阻害するばかりでなく、国連が急激な変化を遂げ、その人的資源に対して多大な期待が寄せられているなかで、当の職員の士気を低下させていることが認識されねばならない。

XII

国連とその本質および活動についての一般の受け取り方は、過去2年間の間に大きく変化を遂げた。かつては一部の人々からバベルの塔とか、せいぜい、あまり実りのない外交交渉の場にすぎないなどと見られたこともあったが、それがいまでは合意と決定の中心、また国際関係の混乱を防ぐ障壁、また各国の行動が国際法に従い、正義の要求に対応するよう保証しうる唯一の組織などとみなされているのである。

このことは加盟国政府の政策にとって重要な意味をもつと私は信じている。すべての国で拡大しつつある平和を望む勢力、とくに軍縮、人権、環境などの分野について非政府機関を通じて関心を明らかにしている勢力に期待できるからである。しかしそうするためには、また困難な状況のもとで態度と政策を国連憲章に適合できるようにするためには、各国政府が国連を、他の国にも関係がある問題の解明や国際紛争の解決、地球社会が今後直面しなければならない挑戦への対応に役立つ唯一の力の源泉とみなす必要がある。憲章は形式的で煩わしい付属物ではなく、すべての国の暮らしを支配すべき基本原則とみなされなければならない。

国連と加盟国の間には敵対的な関係は一切存在しないし、存在するようなことはありえない。紛争にさいしては国連によって開発され使用されている多国間協調主義の手続きのみが関係当事者とその支持者に対して、正義および堂々たる撤退の道を提供しうるのである。

国際問題の進展によって明らかになったことがあるとすれば、それは、現在あるいは将来予測されるいかなる情勢においても、無制限の行動の自由と自らの価値観およ

び世界観を他の人々に強制する政治的能力を持つ国家、もしくは国家グループは、とうてい存在しえないということである。これはしかし、国家ないしは国家グループがその知識と経験、および世界的な取り組みが必要な課題の形成に主導権を発揮する能力などを通じて国連で確保することができる尊敬される立場を、いささかでも損なうものではない。変化を続ける混乱した世界は地球規模あるいは地域的な覇権は持続させないかもしれないが、影響力、とくに政治的手腕や国際法の一貫した順守などによって生じる影響力は受け入れる。力が大きければ大きいほど、公正に行動し、公正な行動の模範となる責任もそれだけ大きくなるのである。このことは各国のみならず、国連全体、および国連の諸機関にもあてはまる。

国際的な論議から度を越えたイデオロギー的あるいは修辭的な重荷が降ろされたことは、近年に見られる健全な進展のひとつだと私は考えている。対立する教義を和解させるよりは、正直に申し立てられた利害関係や主張の対立を調停するほうがはるかに容易である。われわれを冷戦の束縛から解き放ったこの新たな實用主義のムードが全世界に広まるようにするためには、各国が過去の遺物である偏見を捨て、常識と公明正大さに基づいた対話をはかる必要がある。国際的な道徳を、真実を隠蔽しかねない道徳主義的な姿勢と混同するようなことがあってはならない。合法性にかかわる考え方は時には衝突が避けられないため、問題が手に負えなくなるのを防ぐ保障となりうるのは、憲章が定め、そしてすべての国が受け入れている諸原則に頼ることではない。

安定と福祉をめざす世界的な闘いは、形成的な段階に到達している。安定は必ずしも、均衡を意味しない。平和も、すべての紛争の停止をもたらすはしない。暴力や威嚇以外の手段による紛争処理を可能にするだけである。国連の知的な創始者のひとりである哲学者イマヌエル・カントの言葉によれば、平和とは活発きわまりない競争のなかでの均衡を意味している。国連はそれをめざして、これからの目標を定めていきたい。

国際連合事務総長

ハビエル・ペレス・デクエヤル

国際連合広報センター

東京都港区南青山1-1-1

新青山ビル 西館22階

〒107 電話 (03) 3475-1611~4

00011001101991

